

全教職員、学生 各位

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた本学の取組について

県では、県内全域を対象として実施してきた「重点対策」を7月からは、期限を定めず、「感染拡大防止のための基本対策」として定着を図るべく、取組内容を継続していくこととなりました。

大学には、引き続き、感染リスクの高い活動を控えるよう学生への注意喚起の徹底を求められております。こうした状況を踏まえて、本学では下記のとおり取組を継続していくこととします。

全ての教職員、学生においては、県における医療の最後の砦の一員であるという高い認識のもと、①一人ひとり基本的な感染対策の徹底（外出時や会話時のマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒の徹底、こまめな換気、ソーシャルディスタンスの確保）、②症状がある場合は登校・出勤しないこと、③飲食の機会は感染のリスクが高まるので特に注意すること、④感染拡大地域との不要不急の往来は控えること等の基本的な感染対策に取り組むようにお願いします。

記

- 1 緊急事態宣言の対象地域やまん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との不要不急の往来を控えること。
- 2 出張等のためにやむを得ず感染拡大地域に移動をしなければならない場合は、その可否について所属長の判断を仰ぎ、移動後は2週間の行動履歴を記録すること。また、移動先の感染状況等を確認し、細心の注意を払った上で慎重に行動するとともに、スマートフォン利用者については、必ず「接触確認アプリ（略称：COCOA）」を利用し、感染拡大リスクを最小限とすること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 3 飲食は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人で行うこととし、感染対策の徹底された飲食店を利用すること。
- 4 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、発熱や上気道炎等の体調変化があった場合は自宅で療養すること。万が一、感染が疑われる場合や接触確認アプリで接触可能性の通知があった場合は、所属長及び受診・相談センターに連絡するなど適切に対応すること。
- 5 業務に支障のない範囲で、時差出勤・在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- 6 各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面

やメール等による開催への切替を積極的に進めること。

- 7 イベントや集会等の開催にあたっては、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」に示された目安等に従うこと。
- 8 学生については、学部や学年ごとに発出された通知等に従い慎重な行動をとること。

令和3年6月29日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一